

## 憲法改正の実現に向けた議論を求める意見書

日本国憲法は、昭和22年5月3日の施行以来、約70年間、一度の改正も行われていない。しかしながら、この間、我が国をめぐる内外の諸情勢は劇的な変化を遂げ、家庭、教育、環境などの諸問題や大規模災害等の緊急事態への対応が求められている。特に我が国を取り巻く外交安全保障情勢は、憂慮すべき課題が山積している。

このような状況の変化を受け、憲法改正についての国民的議論が巻き起こり、さまざまな憲法改正案が、各政党、各報道機関、民間団体等から提唱されている。

国会においても、平成19年の国民投票法の成立を機に憲法審査会が設置され、憲法改正に向けた制度が整備されるに至った。

また、昨年6月13日には、国民投票の投票年齢の引き下げなどを内容とする改正国民投票法が成立し、これにより、憲法改正の是非を問う国民投票の実施に向けた環境が整った。憲法は国の基本法であって、その内容については、国会はもとより、主権者である国民において幅広く議論されるべきである。

よって、国におかれては、時代状況の変化に対応し時代にふさわしい憲法の改正について、憲法審査会において憲法改正案を早期に作成し、国民みずからが判断する国民投票の実現に向けた国民への丁寧な説明や幅広い議論を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月30日

岩 国 市 議 会

提出先：内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長